

川口市告示第455号

公有財産売却について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

令和8年5月29日

川口市長 岡 村 ゆり子

記

1 入札に付する売払物件

番号	名称	概要	予定価格	入札保証金
車-1	トヨタ クラウン 平成21年式	型式：DBA-GRS200 登録年月：平成21年4月 排気量：2.49L	30,000円	3,000円

※「予定価格」とは、あらかじめ川口市が定めた最低売払価格をいう。

2 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用し一般競争入札を行う。
- (2) 入札に関する手続きについては、公有財産売却システムにおける川口市公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条による観察処分を受ける団体及びその関係者でないこと。
- (4) 川口市が定める川口市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「川口市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (7) あらかじめ入札参加申込の手続きを完了していること。

4 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和8年5月29日（金）午後1時から令和8年6月16日（火）午後2時までに、公有財産売却システムにより仮申込み手続きを行うこと。
- (2) 仮申込み手続きを完了した後、令和8年6月23日（火）午後4時30分までに所定の申込書等を持参または郵送すること。
 - ①持参する場合
受付場所 川口市理財部契約課
(川口市役所第一本庁舎4階 所在地：埼玉県川口市青木2-1-1)
受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで（土・日曜、祝日を除く）
 - ②郵送する場合
あて先 〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1
川口市理財部契約課物品契約係
受付期間 令和8年6月23日（火）消印有効
- (3) 入札等に関する権限を代理人に委任する場合には、委任状を申込書に添付すること。

5 物件の下見会

- (1) 日 時 令和8年6月9日（火）午後2時から午後3時まで
- (2) 場 所 川口市青木4丁目（駐車場）
- (3) 申込方法 令和8年6月9日（火）正午までに、電話または市ホームページで事前申し込み

6 入札場所及び期間

- (1) 場 所 公有財産売却システム上
- (2) 期 間 令和8年6月30日（火）午後1時から
令和8年7月 7日（火）午後1時まで

7 入札方法

- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 入札書の送付または持参による提出は認めない。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、川口市が定めた入札保証金を納付する。
- (2) 入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで、仮申込み時にカード情報を登録する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

10 開札及び落札者の決定

- (1) 令和8年7月7日（火）午後1時以降に公有財産売却システム上で開札をする。
- (2) 予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年7月14日（火）午後5時15分までに、売買契約書に印鑑登録証明書を添えて契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が、契約締結期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は川口市に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。

13 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和8年7月21日（火）午後2時30分までに川口市が指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金の納付が確認できない場合はその契約を無効とし、契約保証金は川口市に帰属する。この場合、契約保証金は返還しない。
- (3) 落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

14 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引き渡すものとする。

15 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転する。
- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、所有権移転に要する費用並びに公租公課等は、落札者の負担とする。

16 その他

- (1) 売払物件は経年劣化、キズ、汚れ等があるので、十分理解した上で入札すること。
- (2) この公告、川口市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売払物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、川口市は契約不適合責任を負わない。